

玉名市国民保護計画概要版

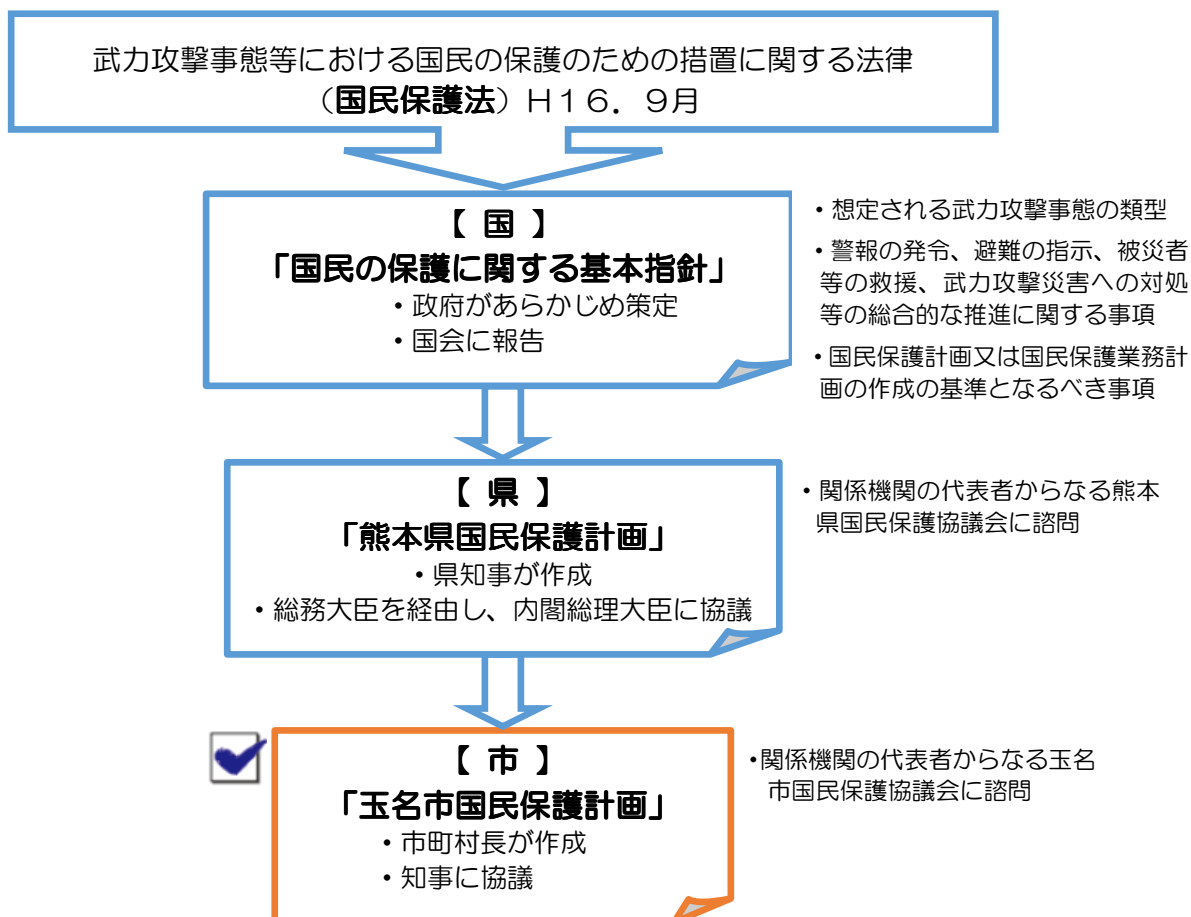
1. 国民保護計画の変更について

国民保護計画とは、「国民保護法」（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律：平成16年法律第112号）に基づき、万が一の外敵からの武力攻撃や大規模テロなどの不測の事態に備えて、被害を最小限に抑えるため、行政等の相互連携や住民避難措置等を定めたものです。玉名市では、平成19年2月に「玉名市国民保護計画」を策定し、以降適宜変更を行ってきたところです。

近年、平成27年5月に「熊本県国民保護計画」変更があり、平成29年12月には国の「国民の保護に関する基本指針」変更がありました。また、玉名市地域防災計画の経年修正も行われ、本計画の整合性を図る必要が生じたため、本計画の一部変更を行うものです。

2. 本計画の位置づけ

武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、住民の避難や避難住民の救援等の国民保護措置を実施するため、国は基本指針を、地方公共団体は国民保護計画をそれぞれ（作成又は）適宜変更します。基本指針と国民保護計画等の関係は、次のとおりです。



3. 変更の基本的な考え方

本計画の変更の基本的な考え方は、以下のとおりです。

(1) 国の基本方針変更に伴う変更

- ① 国の警報等の伝達手段である全国瞬時警報システム **J-ALERT**、緊急情報ネットワークシステム **Em-Net** の運用開始に伴う変更
- ② **安否情報システム**運用開始に伴う変更
- ③ **原子力**規制委員会設置に伴う所管省庁の変更
- ④ 政府現地対策本部長が開催する武力攻撃事態等合同対策協議会への参加
- ⑤ **大規模集客施設及び旅客輸送関連施設**における滞在者の避難等を追加
- ⑥ 核攻撃の場合における住民の避難に関する留意事項として、避難退域時検査及び簡易除染等の実施を追加
- ⑦ 厚生労働省から内閣府への事務移管に伴い、厚生労働大臣を**内閣総理大臣**に変更
- ⑧ 武力攻撃事態等に特有な訓練等では、様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めることを追記
- ⑨ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム J-ALERT による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めることを追記

(2) 熊本県国民保護計画変更に伴う変更

- ① 国の基本方針変更に伴う変更
- ② 名称変更、組織改編等に伴う経年的変更等

(3) 玉名市国民保護計画の変更

- ① 国方針、県計画変更に伴う対応
- ② 「**避難に当たって配慮すべき事項**」の箇所に、平素から**Jアラートによる情報伝達**と**弾道ミサイル落下時の行動の周知に努める**ことを明記

- ③ 「避難施設の指定」の箇所に、都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難**施設**の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、**より多くの避難施設を指定するよう配慮する**ことを明記
- ④ 「訓練」の箇所に、地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた**訓練等を例示として追加**（別紙参照：参考イメージ）

⑤ 避難実施要領（避難行動）の作成（例：有明海からの
 場合、武装グループによる学校占拠事案が発生した場
 屋外にいる場合（近くに建物があるとき）

□ 避難訓練の参考イメージ
 （内閣府資料）



屋外にいる場合（近くに建物がないとき）



屋内にいる場合

